

# 「学校安心ルール」6年度版 (大阪市立鶴見小学校)

## <基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけること伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。

対応段階	学習への姿勢	学校生活・マナー	先生・友だちに対して	きまり・ルール・法律	学校等が行うことができる対応
身につけるべき生活習慣		① すすんであいさつをする ②正しい言葉づかいをする ③人の話をきちんと聞く ④時間を守る ⑤身だしなみを整える ⑥早寝・早起き・朝ごはん ⑦授業に主体的に参加する ⑧宿題をする ⑨お手伝いをする ⑩適度な運動をする			
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業時間におくれる</li> <li>宿題を提出しない</li> <li>学習中の居眠り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無断の遅刻・廊下を走る</li> <li>ごみのポイ捨て</li> <li>当番活動の放棄</li> <li>軽微な落書き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>話を聞く姿勢、態度が悪い</li> <li>言葉遣いが悪い</li> <li>人が嫌がる言動をする</li> <li>軽微なけんか（言い合い）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が知らずに校区外に出る</li> <li>二足制を守らない</li> <li>くつかかとをふむ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その場で注意</li> <li>場合によっては家庭連絡</li> <li>個別指導</li> <li>自己を振り返る活動</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽微な授業妨害（私語、手紙のやり取り等）</li> <li>不必要的物の使用</li> <li>テストのカンニング行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下校中の寄り道、帰宅前に友だちと遊ぶ（家に行く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金品の貸し借り</li> <li>暴力を伴うけんか</li> <li>仲間はずれをする</li> <li>悪口、陰口</li> <li>SNSを利用した誹謗中傷の書き込み（個人）</li> <li>差別的な言動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お菓子類の持ち込み、飲食</li> <li>アクセサリー類の着用</li> <li>学習に不必要的物の持ち込み</li> <li>民家や店、諸施設への迷惑行為（いたずら電話、ピンポンダッシュ等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その場で注意</li> <li>家庭連絡</li> <li>複数の教職員による個別指導</li> <li>数日間の自己を振り返る活動</li> </ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業妨害（暴言、立ち歩き）</li> <li>授業放棄・エスケープ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校全体に影響する妨害（暴言・走り回り・ガラスを割る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対教師暴力</li> <li>他の人への暴言・威嚇</li> <li>SNSを利用した誹謗中傷の書き込み（集団）</li> <li>SNSを利用した個人情報の流出</li> </ul>	<p style="background-color: #e0e0e0;">万引き・窃盗や器物破損、飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭連絡</li> <li>一定期間の別室における個別指導及び学習指導</li> <li>状況により、関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、指導。（個別指導教室を活用した指導を含む）</li> </ul>
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

## <ルール表作成上の留意点>

※この内容は、教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルをもとに、学校の実情に応じて作成しています。

※学校は児童生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、状況により学校の判断で他の対応をすることがあります。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。